

| ID | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-----------|--|---|
| 1 | 全体的事項 | 該当しない項目に関する様式も提出しなければなりませんか。 | 該当がない項目については、様式に第4-1号の提出書類総括表に「×」と記入して、添付する必要はありません。なお、この提出書類総括表に記載がなく、かつ、書類の添付もない項目については、該当がないものとして取扱いますので、注意してください。 |
| 2 | 全体的事項 | 市町村が保険者となる国民健康保険の加入者は対象となりますか。 | なりません。様式には記入しないでください。 |
| 3 | 全体的事項 | 技術者について、令和元年9月30日時点では社会保険に加入していませんが、3か月前まで加入していました。技術者等で加点の対象となりますか。 | なりません。令和元年9月30日時点で1年以上の加入があることが必要です。また、1年間の間に、社会保険に加入していない空白期間がある場合は加点対象となりません。 |
| 4 | 全体的事項 | 納税証明書は、写しでもよいですか？ | 証明は写しで構いませんが、証明年月日は県税・消費税いずれも令和2年5月1日以降のものに限ります。 |
| 5 | 全体的事項 | 資格証と保険証の綴り方はどうするのですか。 | 名簿順の1人1人ごとに、資格証・保険証の順に綴ってください。 |
| 6 | 全体的事項 | 被扶養者は対象となりますか。 | 「常勤であること」を加点の条件としていますので、被扶養者は対象となりません。（「常勤者」は社会保険の加入義務があります。） |
| 7 | 工事成績 | 工事の請負金額が、契約変更により途中で500万円を超えたものについては、加点の対象になりませんか。 | 工事成績点が付与されていなければ対象となりません。成績点の付与される工事は、当初設計金額が250万円以上の工事となっています。 |
| 8 | 工事成績 | 請負金額による等級の分類は、税込みですか、税抜きですか。 | 「税込み」の当初請負金額で分類します。 |
| 9 | 工事成績 | 対象期間内の工事成績、請負金額が分からないものがあるのですが。 | 記入できないところは、空欄にさせていただいて構いません。 |
| 10 | 工事成績 | 県工事の工事成績報告書は、建設工事の種類ごとに作成する必要がありますか。 | 建設工事の種類ごとに作成する必要があります。（該当のない業種については、省略して構いません。） |
| 11 | 工事成績 | 工事成績点に乗じる係数は予め教えてもらえないのか。 | 申請書の内容と管理課データの突合を行った上で算出されるものであることから、事前には公開できません。 |
| 12 | 工事成績 | 当初請負金額の記載された契約書を紛失しました。 | 添付しなくて構いません。 |
| 13 | 工事成績 | JV工事(経常甲型)については、どのように取り扱うのですか。 | 請負金額は、JV全体の当初請負金額を出資率により按分して、各申請者における当初請負金額とします。 |
| 14 | 工事成績 | 工事成績報告書は、変更届に添付する工事経歴書(第2号)ではだめですか。 | 不可です。 |
| 15 | 技術者の継続雇用 | 後期高齢者医療制度に移行した者の取扱いはどうなりますか。 | 社会保険被保険者証に代えて、源泉徴収票を提出してください。 |
| 16 | エコアクション21 | 対象活動範囲に「土木一式」+「建築一式」の記載がある場合、「管」でも加点されますか。「土木一式」で「舗装」でも加点されますか。 | 対象となりません。対象活動範囲に「管」・「舗装」に関するものが確認できる必要があります。 |

| ID | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-------------------------|--|--|
| 17 | 研修会等受講 | 研修会等の受講内容に制限はあるのですか。 また、業種による該当・非該当があるのですか。 | ありません。 ただしカルチャー講座等、趣味の範囲のものは認めません。 |
| 18 | 研修会等受講 | 研修会は、各実施機関の下部団体が開催したものは含まれますか。 (例：建設業協会〇〇支部等) | 含みません。 |
| 19 | 研修会等受講 | 受講確認申請書は、当該講習に関する修了証が発行されている場合にも提出が必要ですか。 | 氏名・受講年月日等が確認できる修了証等が交付されている場合には、不要です。 ただし、その写しは申請時に添付してください。 |
| 20 | 研修会等受講 | 受講確認申請書は、講座ごとに作成する必要がありますか。 | 申請しようとする講座ごとに作成する必要があります。 |
| 21 | 研修会等受講 | 事務職員が参加した場合は、加点することができますか。 | できます。ただし、継続雇用について、技術者の場合と同様に社保証等による確認をします。 |
| 22 | 研修会等受講 | 同一の人物が複数の講座を受講している場合の取扱いはどうなりますか。 | 1人が複数の講座を受講している場合には、最大10点(10講座)まで加点可能です。 1つの講座を10人の者が受講した場合も、最大10点まで加点可能です。 |
| 23 | 研修会等受講 | 代表者が受講している場合、代表者は社保加入していないのですが。 | 代表者の方に限っては、確認資料は不要です。 |
| 24 | 研修会等受講 | 県庁管理課の実施する建設業者研修会は対象になりますか。 | なりません。 |
| 25 | CPDS/CPD | 証明書とはどんなものですか。 | 土木系CPDSは、全国土木施工管理技士会連合会が発行する学習履歴証明書です。 建築系CPDは、宮崎県建築士会が発行する実績証明書です。 |
| 26 | CPDS/CPD | 学習履歴証明書は個人で取得か。会社で取得ですか。 | 加点は会社単位で判断します。証明書も会社単位で取得してください。 |
| 27 | CPDS/CPD | 建築系CPDの実績証明書は、CPD手帳の写しでもよいですか。 | 宮崎県建築士会が発行する証明書で確認しますので、手帳の写しでは受け付けられません。 |
| 28 | CPDS/CPD | 学習単位の登録を受けた職員が平成31年4月に退職した場合は、加点することができますか。 | なりません。 令和元年 9月30日時点で、1年以上継続して在籍していることが必要です。 |
| 29 | 建災防 | 建災防の加入についての証明資料は必要ですか。 | 建設業労働災害防止協会宮崎県支部が発行する「会員証明書」の提出が必要であり、証明書が発行されない場合は、加点することができません。 証明書の発行については、建災防協会に直接、お尋ねください。 |
| 30 | 若年者 (35歳以下) の雇用状況 | 35歳以下の役員でも加点の対象となりますか。 | なりません。 建設業における若年者の就業機会の確保を推進するため、積極的に若年者を雇用する企業を評価するもので、経営者である役員は評価の対象となりません。 なお、確認のため、雇用保険証の写しを提出していただくこととなります。 |
| 31 | 若年者 (35歳以下) の雇用状況 | 35歳以下の事務職員でも加点の対象となりますか。 | なります。 ただし、 令和元年 9月30日時点で、1年以上継続雇用していることが必要です(健康保険被保険者証(社会保険の非適用事業所は源泉徴収票)の写し及び雇用保険被保険者証の写しの添付が必要)。 |

| ID | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|----------------|---|---|
| 32 | 表彰・顕彰 | 〇〇警察署長から交通安全表彰を受けているのですが、対象となりますか。 | なりません。対象となる表彰は、様式第9号にリスト化されている「表彰・顕彰名」「表彰者」のものに限ります。それ以外のものは加点できません。 |
| 33 | 育児休業 | 今から就業規則を作成・改正したいのですが、大丈夫でしょうか。 | 令和元年9月30日までに、条件を満たす育児休業規定が整備されていることが必要です。 |
| 34 | 育児休業 | 従業員が常時10人未満である会社ですが、労働局監督課における規定の確認が必要です。 | 必要ありません。様式第10号(申告書)と育児休業規定の写しを提出してください。従業員が常時10人以上の場合のみ労働基準監督署の確認が必要です。 |
| 35 | 育児休業 | 規則の写しは、抜粋でいいですか。また、育児休業規定が就業規則から独立しているのですが、就業規則本体の提出も必要ですか。 | 規則は全部を提出してください。また、就業規則から育休規定が独立している場合には、就業規則の本体は必要ありません。 |
| 36 | 育児休業 | 育休規定の写しは、前回(H30・31年度)の定期認定時に提出しているので省略していいですか。 | 改めて確認しますので、省略せずに提出してください。 |
| 37 | 育児休業 | 様式第10号(申告書)に掲載されている要件全てを満たす必要がありますか。 | 全ての要件を満たす必要があります。 |
| 38 | 地域貢献 | 1年につき1回などの回数制限はありますか。 | 県・市町村・公益団体等の主催する活動については、その趣旨・回数ともに制限はありません。ただし、代表者や職員が個人的に実施、参加した活動は対象外です。なお、自社活動分については、2回を限度とします。 ※「どのようなものが地域貢献活動になるのか」については、最終ページの別紙を参照 |
| 39 | 地域貢献 | 口蹄疫又は鳥インフルエンザに係る防疫作業について、どのような証明が必要ですか。 | 様式第12号により、公益団体等から従事した活動の内容と従事日数の証明を受けてください。 |
| 40 | 地域貢献 | 消防団員の証明はどうすればよいですか。一定期間以上の雇用関係が必要ですか。 | 様式第15号により、市町村の消防団の担当窓口で証明を受けてください。また、継続雇用期間は問いませんが、令和元年9月30日時点での雇用が確認できる必要があります。 |
| 41 | 地域貢献 | おたすけハウスの協力は、2年間継続して協力していれば、2点ですか？ | 協力期間にかかわらず、1点の加点です。 |
| 42 | 不当要求防止責任者講習の受講 | 役員が受講した場合も加点の対象となりますか。 | なります。同講習は、暴力団からの不当要求への対応について学んでいただくものですので、社内において、暴力団対応の責任者となる方であれば、どなたが受講しても加点の対象となります。 |
| 43 | 新分野加算 | 建設業以外の「新分野」とはどういうことですか。 | 総務省が定める日本標準産業分類の大分類に分類される「建設業」以外の分野に進出することをいいます。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭23年法律122号)に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種への進出については認定しません。 |

| ID | 項目 | 質問内容 | 回答 |
|----|-------|---|---|
| 44 | 新分野加算 | 以前、加点を受けたのですが、今回も引き続き加点の対象となりますか？ | 原則としてなりません。 ただし、その進出分野が日本標準産業分類の大分類において、前回加点を受けた分野と別のもの(例:前回「農業」で今回「福祉」等)であり、かつ、加点の要件を満たしている場合には、加点されます。 |
| 45 | 新分野加算 | 建築からリフォーム業は新分野進出となりますか。 | いずれも「建設業」であり、新分野進出とはなりません。 |
| 46 | 新分野加算 | 何をもって、「進出」と認定するのですか。(添付資料としては何を提出すればよいですか) | 例) ・定款や商業登記簿の中に進出した事業内容が確認できること。 ・借入を行った際の事業計画書 ・総会の議事録 ・企業の紹介パンフレット ・新聞記事、広報誌、写真資料 など |
| 47 | 新分野加算 | 500万円の支出を証明する資料とは具体的にどのようなものですか。 | 例) ・当該支出に関する領収証や振込み通知(依頼)書 ・契約書 等、 具体的な支出が客観的に認められる資料が必要。 |
| 48 | 新分野加算 | 法人への資本金(出資金)として500万円支出している場合は含まれますか？ また、500万円を借り入れた場合は対象になりますか？ | なりません。あくまで新法人において、具体的に新分野事業に関する費用を支出していることが必要です。(借入金の中から具体的に支出をしていることは問題ありません) |
| 49 | 新分野加算 | 新法人を設立した場合で、会社の役員が個人として出資している場合は含まれますか。 | 含まれません。原則として、法人として、新法人に出資している(法人が株主となっている)場合に限りです。 |
| 50 | JV | 経常JVと企業単体での同時登録は認めないということは、経常JVの対象外の業種(=土・建以外の業種)への登録もできないということですか。 | 経常JV対象外の業種であれば単体で登録できます。 同一業種内においてのみ、同時登録を制限します。 |
| 51 | JV | 合併計画書の提出がないと、経常JVでの登録ができないのですか？ | 合併計画書は、経常JVの申請で特例加算(経営事項評価数値の10%上乘せ)を受けようとする場合に提出が必要なものであり、この提出がない場合は、特例加算は行わないというだけです。 |
| 52 | 消費税 | 納期限前の消費税については納めていなくても申請できますか。 | 「消費税の未納がないこと」が要件です。 |
| 53 | 社会保険 | 法人ですが社会保険に加入していません。申請はできないのですか？ | 従業員4人以下の個人事業所を除いて、社会保険に加入していることが要件となっており、申請できません。 |
| 54 | 特別徴収 | 現在特別徴収を行っていませんが、特別徴収義務があるのかどうか分かりません。 | 主たる営業所が所在する市町村か、従業員が居住する市町村の住民税担当者にお問い合わせください。 |